

スターセーフ規定

2025 年 5 月 30 日改定

第 1 条 スターセーフ取引

1. 本申込書により申し出ることにより提供する、次条に定めるブロック金額を設定するサービス（以下「本取引」といいます）をスターセーフといいます。
2. 本取引の開始時は、お客さまの申し込みを当行が受け付けし、所定の手続きを完了した時点とします。

第 2 条 ブロック金額

1. 本取引の申し込みにあたっては、当行所定の方法によるお客さまからのお申出が必要となります。
2. お申出にあたっては、ご本人確認のためにお客さまから当行所定の追加書類をいただくことがあります。
3. お申出により本取引開始後は、現在残高にかかわらず、ATM からの出金、振込、デビット取引については、登録金額を下回ることになる払い出しはできません。ATM からの振込については、振込手数料を含めた取引後残高が登録金額を下回ることになる振込はできません。
4. 前項にかかわらず、口座振替、店頭でのご出金、インターネットバンキングなどのお取引はご利用いただけます。
5. また、現在残高がお申出の登録金額以下の時に ATM 入金手数料が必要な入金を行った場合は、ATM からの入金はできますが手数料を引き落とします。
6. 本取引を解約する場合は、当行所定の依頼書を提出するものとします。

第 3 条 届出事項の変更

住所・氏名等の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により当行に届け出てください。この届出の前に生じた損害については当行は責任を負いません。

第 4 条 本規定の改定

この規定は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。

改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当行ホームページへの掲示またはその他相当の方法により周知します。

以上

所定事項

2025 年 5 月 30 日

スターセーフ規定上の当行の定める所定事項は、以下のとおりとなります。

条項 内容

第 2 条 ブロック金額

1. 「当行所定のお申出」

- (1) お客様は、お取引の印鑑・ご本人さまが確認できる書類をお持ちのうえ、当行本支店にご来店いただきますと、金額設定・変更（増額・減額）・解除をお申し込みいただけます。
- (2) テレホンバンクでは金額設定・変更（増額・減額）・解除をお申し込みいただけます。インターネットバンキング（東京スターダイレクト）では、金額設定・変更（増額・減額）をお申し込みいただけます。

以上